

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 令和3年9月30日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 議 事

- 議案第45号 さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第46号 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 議案第47号 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について
- 議案第48号 さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第49号 さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第50号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第51号 さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第52号 さいたま市社会教育委員の委嘱について
- 議案第53号 さいたま市図書館協議会委員の任命について

### 3 閉 会

議案第45号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月30日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(自己啓発等休業)</p> <p>第23条 教員は、<u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例(令和3年さいたま市条例第〇号。以下この条において「自己啓発等休業条例」という。)</u>第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を<u>確認書とともに委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 教員は、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは、原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 教員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(自己啓発等休業)</p> <p>第23条 教員は、<u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例(平成29年さいたま市条例第19号。以下この条において「自己啓発等休業条例」という。)</u>第3条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を<u>確認書とともに委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>2 教員は、自己啓発等休業条例第8条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは、原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 教員は、自己啓発等休業条例第10条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 [略]</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 提案理由

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例が廃止されることから、さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を制定するものです。

なお、施行期日は公布の日です。

議案第46号

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月30日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例が廃止されることから、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則を制定するものです。

なお、施行期日は公布の日です。

## 参考資料

### さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

平成29年3月31日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第4条の教育委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(一部改正〔平成31年教委規則18号〕)

(自己啓発等休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第3条 条例第8条第2項の教育委員会規則で定める特別の事情は、自己啓発等休業の期間の再度の延長をしようとする教員が負傷又は疾病により入院したことその他の自己啓発等休業の期間の延長の申請時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該自己啓発等休業の再度の延長をしなければ当該教員の公務に関する能力の向上に著しい支障が生じることとなったこととする。

(条例第11条の教育委員会規則で定める日)

第4条 条例第11条の教育委員会規則で定める日は、さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）第26条に規定する昇給日とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第18号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則第2条の規定の適用については、同条に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則第2条に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

議案第47号

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止する規則を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月30日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止する規則

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例の制定に伴い、さいたま市教員の修学部分休業に関する条例が廃止されることから、さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止するものです。

なお、施行期日は公布の日です。

## 参考資料

### さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則

平成29年3月31日

規則第10号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市教員の修学部分休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (給与の減額)

第2条 条例第4条に規定する減額すべき給与額は、修学部分休業をした月以後の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下この条及び第4条第2項において同じ。）、管理職手当、給料に対する地域手当及び義務教育等教員特別手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料、管理職手当、給料に対する地域手当及び義務教育等教員特別手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

第3条 条例第4条に規定する給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

#### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第4条 条例第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額額は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）等の規定（同条例附則第25項の規定を除く。）によって給料を減じて支給する場合であっても、教員が本来受けるべき給料の月額とする。

2 条例第4条の教育委員会規則で定める手当は、管理職手当、給料に対する地域手当及び義務教育等教員特別手当とする。

3 条例第4条の教育委員会規則で定める時間は、4月1日から翌年の3月31日までの間における休日（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第11条に規定する休日をいう。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間を超えない範囲内で市教育委員会が定めるものとする。

#### (端数計算)

第5条 条例第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

#### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、修学部分休業に関し必要な事項は、市教育委員会教

育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第48号

さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月30日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第4条 教職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第〇号。次項において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、停職にされ、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、又は自己啓発等休業条例第<u>2</u>条の規定により自己啓発等休業をしている教職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給することができる。</p>	<p>第4条 教職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第18号。次項において「自己啓発等休業条例」という。）第3条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>2 月の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、停職にされ、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、又は自己啓発等休業条例第<u>3</u>条の規定により自己啓発等休業をしている教職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例が廃止されることから、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日です。

議案第49号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月30日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(返納の事由及び額等) 第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)・(2) [略] (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第○号）第2条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場	(返納の事由及び額等) 第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)・(2) [略] (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）第3条の規定により自己啓発等休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等とな

合」という。)  
(4) [略]

った場合」という。)  
(4) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例が廃止されることから、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日です。

議案第50号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月30日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（期末手当の支給を受ける教職員）</p> <p>第2条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第○号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている教職員</u></p>	<p>（期末手当の支給を受ける教職員）</p> <p>第2条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）第3条の規定により自己啓発等休業をしている教職員</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例が廃止されることから、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日です。

議案第 5 1 号

さいたま市教職員の給与に関する条例附則第 6 項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の給与に関する条例附則第 6 項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 3 0 日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例附則第6項の教育委員会規則で定める教職員）</p> <p>第2条 条例附則第6項の教育委員会規則で定める教職員は、教育職員のほか、学校栄養職員又は事務職員で次に掲げる教職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 施行日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある教職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号。次条第1項第1号及び第4条第4項において「市教職員初任給等基準規則」という。）第34条（施行日前の期間にあつては、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第12号。以下「県学校職員初任給等基準規則」という。）第36条）、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第8条（施行日前の期間にあつては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第8条）、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第6条（施行日前の期間にあつては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年埼玉県条例第72号。以下この号において「県公益的法人等派遣条例」という。）第6条）、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第10条（施行日前の期間にあつては、職員の配偶者同行休業に関する条例</p>	<p>（条例附則第6項の教育委員会規則で定める教職員）</p> <p>第2条 条例附則第6項の教育委員会規則で定める教職員は、教育職員のほか、学校栄養職員又は事務職員で次に掲げる教職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 施行日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第1項第3号において「休職等期間」という。）がある教職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号。次条第1項第1号及び第4条第4項において「市教職員初任給等基準規則」という。）第34条（施行日前の期間にあつては、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第12号。以下「県学校職員初任給等基準規則」という。）第36条）、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第8条（施行日前の期間にあつては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第8条）、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第6条（施行日前の期間にあつては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年埼玉県条例第72号。以下この号において「県公益的法人等派遣条例」という。）第6条）、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第10条（施行日前の期間にあつては、職員の配偶者同行休業に関する条例</p>

(平成26年埼玉県条例第37号)第10条)又はさいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例(令和3年さいたま市条例第〇号)第10条(施行日前の期間にあっては、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年埼玉県条例第10号)第10条)の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。)をされたもの

ア～ク [略]

(4)・(5) [略]

(平成26年埼玉県条例第37号)第10条)又はさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例(平成29年さいたま市条例第19号)第11条(施行日前の期間にあっては、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年埼玉県条例第10号)第10条)の規定による号給の調整をいう。次条第1項第3号において同じ。)をされたもの

ア～ク [略]

(4)・(5) [略]

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例が廃止されることから、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日です。

## 議案第115号

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例の制定について  
さいたま市職員の修学部分休業に関する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

## さいたま市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認等)

第2条 修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、当該職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (4) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (5) 学校教育法第134条に規定する各種学校
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が職員の公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第18条又はさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（教職調整額を含む。）及び規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（修学部分休業の承認の取消し）

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、修学部分休業に係る修学に支障が生じているとき。
- (4) 当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（さいたま市教員の修学部分休業に関する条例の廃止）

- 2 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第18号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前のさいたま市教員の修学部分休業に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定

によりなされたものとみなす。

議案第116号

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について  
さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とする。

- (1) 大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業 2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）
- (2) 国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業 3年

(教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に

置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)

- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）
- (4) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (6) 学校教育法第134条に規定する各種学校
- (7) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が職員の公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設  
(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として提携している外国の地方公共団体において行われる当該地方公共団体との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの  
(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えな

い範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。）第10条の4第1項及び第11条第4項又はさいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号。以下「教職員退職手当条例」という。）第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、職員退職手当条例第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員退職手当条例第11条第4項又は教職員退職手当条例第18条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の廃止)

2 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前のさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（さいたま市職員定数条例の一部改正）

4 さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣されている職員、<u>さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例</u>（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員又は<u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例</u>（令和3年さいたま市条例第 号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条の規定に基づき、団体に派遣されている職員又は<u>さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例</u>（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。</p>

(さいたま市教職員定数条例の一部改正)

5 さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数) 第3条 [略] 2 前項に規定する教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和3年さいたま市条例第 号）第2条</u> の規定により自己啓発等休業をしている者 (4)～(6) [略] 3 [略]	(定数) 第3条 [略] 2 前項に規定する教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）第3条</u> の規定により自己啓発等休業をしている者 (4)～(6) [略] 3 [略]